

令和3年度

高森町一般会計補正予算（第12号）  
概要書

---

## 子育て世帯への臨時特別給付金事業

- 新型コロナウイルス感染症が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、高校生世代までの子どもがいる世帯に対し、給付金を支給します。

【支給対象者】①令和3年9月分の児童手当（~~特例給付を除く~~）受給者  
並びに高校生世代を養育している者

②令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当（~~特例給付を除く~~）受給者

【対象児童】平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子ども

【給付額】対象児童1人当たり5万円 + 5万円（今回補正分）

所得制限により国庫補助対象外の児童1人当たり10万円（一般財源で対応）

【給付方法】

~~・市町村から支給対象者へ給付金の案内チラシ及び希望しない場合等の  
申出書を送付~~

・児童手当登録銀行口座等への振込

※高校生世代の養育者及び公務員などは支給対象者の居住市町村に申請が必要。

【給付開始日】市町村において決定

※緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとする。



事業費(補正10号時点)

9,356万円(4,669万円)

補助額(補正10号時点)

9,105万円(4,669万円)

一般財源(補正10号時点)

251万円(0円)

予算書P8